

質問事項に対する回答書⑬

(件名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	4月12日	特記仕様書	8	1-6-4	「～成果品に基づき工事内容の設計変更を行うものとする」とありますが、契約金額の変更も行われませんか。	契約金額の変更も行います。
2	4月12日	入札公告 特記仕様書	8 20	4-2 1-1-2	評価項目②について、特記仕様書第3編1-1-2 冬季期間の記載内容を踏まえて技術提案を行うということによろしいでしょうか。	そのとおりです。
3	4月12日	特記仕様書	8	1-6-2 1-6-3	各施設の部分使用開始予定時期と部分引渡し予定時期にずれがありますが、部分引渡し前に発生した事象についてはどのような扱いになるのでしょうか。	部分使用期間中、使用によって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用について協議します。
4	4月12日	入札公告	9	4-5(2)	ヒアリングについて「～参加者等については(中略)別途連絡を行う」とありますが、参加人数や配置予定技術者の参加義務等の制限があるのでしょうか。	技術提案内容について、説明が可能な体制であれば人数及び配置予定技術者の参加義務等の制限はありません。
5	4月12日	入札公告	11	5(3)③	「書留郵便等により提出すること」とありますが、提出期限日の消印は有効という認識でよろしいでしょうか。	提出期限までに必着となります。(当日消印有効ではありません)
6	4月12日	様式2 技術資料			様式2 技術資料には配置予定技術者の記載欄がありません。また入札公告内にも提出期限については明記されていませんが、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者の申請、資料(資格、施工経験に関する書類等)の提出は必要でしょうか。必要な場合は任意の書式でよろしいでしょうか。	配置予定技術者の申請、資料提出は契約締結後の手続きとなりますので、競争参加資格確認申請時は不要です。